

平成24年5月25日

各 位

会社名 株式会社 デジタルハーツ
代表者名 代表取締役社長 CEO 宮澤 栄一
(コード番号：3620 東証第一部)
執行役員 菅野 健太郎
問合せ先 人事総務本部長
(TEL. 03-3379-2053)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年6月26日開催予定の第11回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、平成24年7月1日を効力発生日として、1株を100株に分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨ならびに会社法の規定に基づき、発行可能株式総数の変更及び単元株式数の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更し、変更案第6条（単元株式数）及び変更案第7条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
- (2) 経営体制の充実強化に備えるため、現行定款第17条（取締役の員数）を8名以内より15名以内に変更するものであります。
- (3) 現行定款第5条の変更ならびに変更案第6条及び第7条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設するものであります。
- (4) その他、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>192,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,200,000株</u> とする。

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>6</u>条～第<u>16</u>条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第<u>17</u>条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>第<u>18</u>条～第<u>48</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(单元株式数)</u></p> <p>第<u>6</u>条 当社の单元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p>第<u>7</u>条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p><u>(1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第<u>8</u>条～第<u>18</u>条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第<u>19</u>条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>第<u>20</u>条～第<u>50</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第<u>1</u>条 第<u>5</u>条の変更および第<u>6</u>条乃至第<u>7</u>条の新設ならびにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は、平成 24 年 7 月 1 日とする。</p> <p>第<u>2</u>条 前条および本条の規定は、平成 24 年 7 月 1 日をもってこれを削除する。</p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 26 日

なお、「1. 変更の理由」のうち、(1)及び(4)に係る変更については、平成 24 年 7 月 1 日を効力発生日といたします。

以 上